

民事訴訟の応訴について（報告）

呉市が原告らの人事記録を原告らの同意なく広島電鉄株式会社（以下「広電」といいます。）に提供したことにより精神的苦痛を受けたとして、呉市を被告として提起された先行訴訟（広島高等裁判所において平成26年8月6日に判決言渡しがあった訴訟をいいます。）で認められた慰謝料等と同額の支払を求める訴訟が提起されましたので、これに応訴するものです。

1 事件番号等

平成29年（ワ）第18号損害賠償請求事件

2 提訴年月日

平成29年2月2日（訴状受理年月日 同月24日）

3 原告ら

元呉市交通局正規職員（運転士）及び元呉市交通局嘱託職員（事務職）

なお、原告らは、民事訴訟法第92条第1項の規定による秘密保護のための閲覧等の制限の申立てをし、裁判所が原告らの住所及び氏名についてこれを認める決定をしています。

4 訴額

66万円（原告一人につき33万円）

5 管轄裁判所

広島地方裁判所呉支部

6 事件の概要

呉市の広電に対する原告らの人事記録の提供は呉市個人情報保護条例第10条第1項の規定に違反する行為であり、自らの知らないところで広範な個人情報を流出された原告らの精神的損害は計り知れないとして国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、先行訴訟において原告らと同様の立場にあった者に対し認められた慰謝料及び弁護士費用（原告一人につき33万円）並びに当該遅延損害金の支払を求め、提訴したものです。